

わかやま移住定住支援センター運営事業業務委託プロポーザルに係る公募要領

和歌山県（以下「県」という。）では、県外からの移住希望者へ支援を行ってきたところですが、コロナ禍で地方への移住が注目されている中で本県への移住希望者・移住者をさらに増やすため新たにわかやま移住定住支援センターを設置し体制を強化します。

については、これらの業務を効率的かつ効果的に実施する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下、民間団体等という。）を募集します。

本業務委託の契約は、委託料の一部を成果に応じて支払う成果連動型民間委託契約方式によるものとします。

なお、本事業は、和歌山県議会令和４年２月定例会において、本事業にかかる令和４年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合があります。その場合、県は責を負いません。

１ 委託業務の概要

（１）委託業務名

わかやま移住定住支援センター運営事業

（２）業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

（３）契約期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日までとします。

但し、わかやま移住定住支援センターの運営開始は令和４年６月１日とします。

（４）提案限度額

１００，３１０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

ただし、各年度の支払限度額は次のとおりとするので、提案はこの範囲で行ってください。

年 度	固定経費限度額 (成果連動以外)	変動経費限度額 (成果連動部分)	合計 (税込み)
令和 4 年度	21,720千円	2,400千円	24,120千円
令和 5 年度	35,095千円	3,000千円	38,095千円
令和 6 年度	35,095千円	3,000千円	38,095千円

2 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（１）から（５）までの全ての要件を満たす者とします。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札への参加資格）で規定する者に該当しないこと。
- （２）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）等による手続きを行っている者でないこと。
- （３）国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- （４）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- （５）和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第 6 条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 スケジュール

項 目	日 程
説明会申込締切	令和 4 年 2 月 2 1 日（月）11時
説明会（オンライン実施）	令和 4 年 2 月 2 1 日（月）14時～
質問書の締切	令和 4 年 2 月 2 4 日（木）
質問への回答	令和 4 年 2 月 2 8 日（月）
応募表明締切	令和 4 年 3 月 2 日（水）
企画提案書類提出締切	令和 4 年 3 年 1 4 日（月）必着

第一次審査（書類審査） （※ 7 者以上参加があった場合のみ実施）	令和 4 年 3 月 1 5 日（火）～ 1 8 日（金）予定 結果通知は 3 月 1 8 日（金）を予定しています。
第二次審査（プレゼンテーションの実施）	令和 4 年 3 月 2 4 日（木）
選定結果の通知	令和 4 年 3 月 2 5 日（金）

4 説明会

プロポーザル参加希望事業者向けに説明会を開催します。希望される方はプロポーザル説明会参加申込書（様式 7）を提出してください。

- （1）申込期限 令和 4 年 2 月 2 1 日（月） 1 1 時
- （2）開催日時 令和 4 年 2 月 2 1 日（月） 1 4 時から
- （3）開催場所 「Microsoft Teams」を利用して実施する予定です。

参加に必要な URL は追ってお知らせします。

- （4）提出方法 F A X またはメールで提出してください。
受領確認を移住定住推進課あてに電話にて行ってください。

5 質問

プロポーザル応募に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式 8）を提出してください。ただし、口頭による質問は受け付けません。

- （1）受付期限 令和 4 年 2 月 2 4 日（木）
- （2）受付曜日 月曜から金曜（祝日除く。）
- （3）受付時間 9 時から 1 7 時 4 5 分（最終日は 1 7 時 0 0 分まで）
- （4）提出方法 F A X またはメールで提出してください。

受領確認を移住定住推進課あてに電話にて行ってください。

- （5）回答

質問に対する回答は、説明会に参加した事業者に対し令和 4 年 2 月 2 8 日（月）までにメールで回答します。また、説明会に参加はしていないが本プロポーザルへ参加する事業者に対しては、プロポーザル応募表明書（様式 9）提出時に質問及び回答内容を提供します。

なお、提案書の記載内容及び評価基準に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるので質問は受け付けません。

6 プロポーザルへの応募表明

本プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル応募表明書（様式9）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和4年3月2日（水）
- (2) 提出曜日 月曜から金曜（祝日除く。）
- (3) 提出時間 9時から17時45分（最終日は17時00分まで）
- (4) 提出方法 FAXまたはメールで提出してください。

受領確認を移住定住推進課あてに電話にて行ってください。

- (5) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式10）を上記（4）のとおり提出してください。

7 企画提案書類等の提出

- (1) 企画提案書類

次に掲げる書類を提出してください。ただし、企画提案書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資決定通知書の写しを提出することで、書類⑤～⑩の提出を省略することができます。

なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙）を参照してください。

- ① 応募申請書（様式1）・・・1部
- ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）・・・1部
- ③ 企画提案書（自由様式）・・・5部
- ④ 見積書（様式3）・・・正1部、副4部
- ⑤ 団体の概要に関する調書（様式4）・・・1部
- ⑥ 役員等に関する調書（様式5）・・・1部
- ⑦ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑧ 登記事項証明書・・・1部
- ⑨ 印鑑証明・・・1部
- ⑩ 国税に未納の税額がないことの証明書・・・1部

- ⑪ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書・・・1部
 - ⑫ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式6）・・・1部
- ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。
- (2) 提出期限 令和4年3月14日（月）必着
 - (3) 提出曜日 月曜から金曜（祝日除く。）
 - (4) 提出時間 9時から17時45分（最終日は17時00分まで）
 - (5) 提出方法
- 持参または郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。なお、郵送で提出した場合は、受領確認を移住定住推進課あてに電話にて行ってください。

8 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1（4）提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出された企画提案書類は、本企画提案の審査以外には使用しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

- ・ 参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ・ 書類作成、プレゼンテーションにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

9 企画提案書記載事項等

企画提案書には、別添「仕様書案」の業務に基づき以下の内容を記載してください。なお、様式は自由です。

(1) 実施体制

- ① 統括責任者及びセンター長就任予定者の資格・経験など。
- ② 組織体制及び職員の勤務体制。個人情報保護責任者及びクレーム対応責任者を併せて記載すること。
- ③ 過去5箇年の間に国、地方公共団体、民間団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績があれば記載。
- ④ 業務の一部について再委託を予定している場合は、再委託の内容、再委託先選定方法、予定金額などを含めた外部委託方針。

(2) 業務内容

① 移住相談業務

- (ア) これまでも県では移住等希望者に対して相談対応を行ってきたところですが、本センター設置に伴い相談件数をさらに増やし、

移住促進につなげたいと考えています。そこで、本センターへの移住等相談者を増やすために効果的な手法や工夫を本事業内で実現可能と思われる範囲で提案してください。

(イ) 相談業務の質の向上のための工夫や手段。

② 移住支援業務

(ア) 県内の都市部へ移住を希望する単身世帯（転職なき移住）に対する2泊3日の現地案内プラン。

(イ) オンラインの活用などコロナ禍においても、移住等希望者が和歌山を知ることができ、移住促進につながるとされる工夫や手段及びその実施体制。

③ 情報収集・発信業務

県外に和歌山県の魅力を伝え、移住等希望者の増加につながるとされる工夫や手段及びその効果の測定方法。

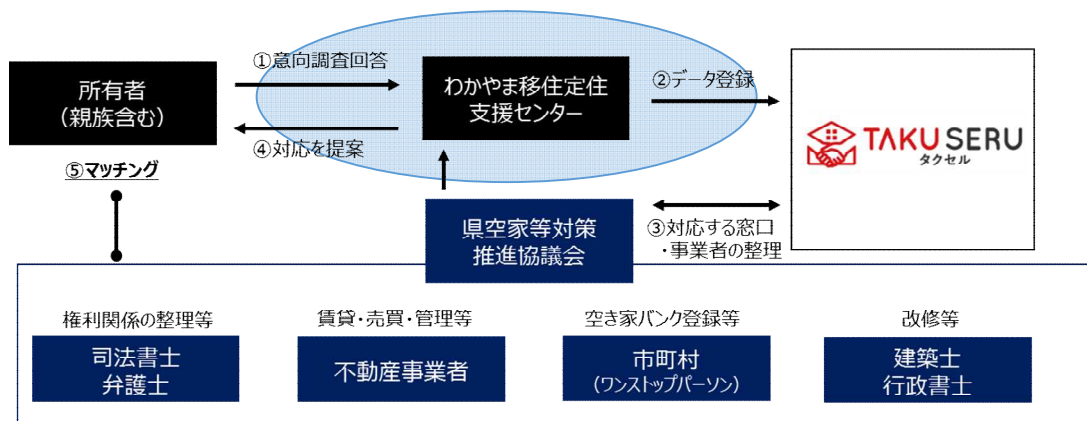
④ 空き家に関する相談及び物件情報の管理業務

空き家相談業務の質の向上のための工夫や手段。

(参考1：本県の状況)

本センター設置に伴い、空き家所有者からの相談対応（所有者から状況や処分の要望を聞き取り）を行うことにしているところですが、対応する職員の育成が必要となっています。

(参考2：業務フロー図) ※①の意向調査は県で実施



⑤ 独自の提案

別紙「仕様書案」、上記（１）、（２）①～④の内容にとらわれず移住促進、空き家の利活用促進につながるとされる独自の手法などの提案がある場合は提出してください。

1 0 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

1 1 委託事業者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県企画部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、（３）審査項目及び評価内容に基づき選定を行います。審査方法は以下のとおりとします。

（１）第一次審査（書類審査）

応募者多数となった場合、選定委員会にて企画提案書に基づく第一次審査を行い、第二次審査（プレゼンテーション）に参加する上位６者を選考します。なお、一次審査は、７者以上提案があった場合のみ実施することとし、一次審査の有無及び選考結果はメール及び電話により通知します。

（２）第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

プレゼンテーションを実施し、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら審査・評価を行い、第一次審査（実施した場合のみ）及び第二次審査の結果、最も評価の高い者を委託候補者として選定します。

① 第二次審査（プレゼンテーション）の日時及び実施形態等

（ア）実施日時 令和４年３月２４日（木）（開始時間は追って連絡）

（イ）実施場所 和歌山市内（詳細は追って連絡）

(ウ) プレゼンテーションの所要予定時間（1 提案者あたり）

- ・ プレゼンテーション 20 分以内
- ・ 質疑応答 25 分程度

但し、第二次審査参加事業者数により質疑応答時間を延長する可能性があります。

(エ) 注意事項

- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とします。
- ・ プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 3 名までとします。
- ・ 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合は、辞退したものとみなします。
- ・ 企画提案書等書類の受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・ パソコン・プロジェクター等の機材は使用できません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により実施形態をオンラインに変更する可能性があります。

(3) 審査項目及び評価内容

① 実施体制等

- ・ 本業務を円滑に実施するためのノウハウや運営体制を有しているか。
- ・ 職員の資格・経験等が本業務を実施するにあたり適当か。
- ・ 実績は、本業務を実施する上で評価できるか。
- ・ 見積り内容及び積算は適当であるか。 等

② 業務内容

- ・ 独自提案を含め具体的、実現可能な手法、工夫が示されているか。
- ・ 本県への移住促進につながると思われる提案となっているか。 等

(4) 委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、選定委員が評価・採点し、満点の 6 割以上であ

る企画提案を行ったもののうち、最高評価点の提案者1者を委託候補者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な提案者を委託候補者とします。

応募者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とします。基準点に満たないときは、再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、3月25日に文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県移住定住推進課ホームページ内にて公表します。

- ① 委託候補者の名称及び評価点
- ② 次点以下の者の評価点（提案者は公表しない）

1.2 委託契約について

(1) 契約の締結

選定委員会で選定された委託候補者と条件等について協議の上、委託業務仕様書案の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

なお、仕様書の内容はプロポーザル時に提案された内容を基本としますが、委託候補者と県の協議により最終的に決定することとします。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付してください。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を免除することができます。

- (ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (イ) 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

1 3 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。これは、委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

1 4 関係書類の提出場所等

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県企画部地域振興局移住定住推進課（県庁本館 4 階）（担当：芝）

T E L : 0 7 3 - 4 4 1 - 2 9 3 0

F A X : 0 7 3 - 4 4 1 - 2 9 3 9

E - mail : shiba_n0013@pref.wakayama.lg.jp

W E B : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/index.html>